

旅行業の新規登録の申請について

1 新規登録の申請

旅行業を営もうとする者が、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事又は観光庁長官に対して行う申請です。

(1) 千葉県知事に申請するとき

主たる営業所の所在地が千葉県である第二種旅行業、第三種旅行業又は地域限定旅行業を営もうとする者は、個人の住所又は法人の本店所在地にかかわらず、千葉県知事に対して申請することになります。

この申請は、「旅行業等登録申請書類一覧表」を参考に、**新規登録申請書に必要書類**を添付して千葉県知事（県担当課）に提出してください。（詳細は「9 新規登録申請に係る手続の流れ」参照）

新規登録の申請にあたっては、代表者もしくは旅行業務取扱管理者の来庁、または電子申請をお願いいたします。

(2) 観光庁長官に申請するとき

主たる営業所又は事務所の所在地が千葉県である第一種旅行業を営もうとする者は、関東運輸局長を経由して観光庁長官に対して申請することになりますので、関東運輸局のホームページ等を確認してください。

2 新規登録の拒否【旅行業法第6条第1項】

申請者が次のいずれかに該当する場合には、登録が拒否されます。

- (1) 旅行業法第19条の規定により旅行業又は旅行業者代理業の登録を取り消され、又は旅行業法第37条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過していないものを含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅行業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- (3) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。（8）において同じ。）
- (4) 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
- (5) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が（1）～（4）又は（7）のいずれかに該当するもの
- (6) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (7) 法人であって、その役員のうちに（1）～（4）まで又は（6）のいずれかに該当する者があるもの

- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (9) 営業所ごとに旅行業法第11条の2の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
- (10) 旅行業を営もうとする者であつて、当該事業を遂行するために必要と認められる旅行業法第4条第1項第3号の業務の範囲の別ごとに国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの
- (11) 省略

3 新規登録申請の基準資産額【旅行業法施行規則第3条及び第4条】

(1) 基準資産額

旅行業者が財産的基礎を有しているかを判断するために、個人の場合は「財産に関する調書」を、法人の場合は「最近の事業年度における貸借対照表（設立後最初の決算期を終了していないときは、会社設立時の貸借対照表）」を基に算定されるもので、この額が第二種旅行業は700万円以上、第三種旅行業は300万円以上、地域限定旅行業は100万円以上でなければ、登録が拒否されます。

(2) 基準資産額の算定方法

資産の総額から創業費その他の繰延資産、営業権、不良債権、負債の総額及び営業保証金又は弁済業務保証金分担金を減じた額が基準資産額になります。

	円（資産の総額）
－)	円（創業費その他の繰延資産）
－)	円（営業権）
－)	円（不良債権）
－)	円（負債の総額）
－)	円（営業保証金又は弁済業務保証金分担金）
	円（基準資産額）

4 営業保証金及び弁済業務保証金分担金

旅行業の登録を受けた者は、営業保証金の供託義務があります。

また、旅行業協会に加入しようとする旅行業者は、弁済業務保証金分担金の納付義務がありますが、旅行業協会の正会員（保証社員）になることで、営業保証金の供託義務が免除されます。

ただし、新規登録申請の時点で旅行業協会の承認を得ていないときは、営業保証金の供託をしなければなりません。（供託後に保証社員になることは可能です。）

(1) 基準資産額との関係

基準資産額の算定において、「営業保証金又は弁済業務保証金分担金」は、(2)の供託額又は納付額を用います。

(2) 供託額及び納付額

営業保証金は旅行業法施行規則別表により、弁済業務保証金分担金は弁済業務規約別表により、その供託額又は納付額が決定されます。

なお、当該表における「旅行業務に関する旅行者との取引の額」は、「旅行業務に係る事業の計画」の「7. 取扱商品」に記載された「旅行業務に関する旅行者との年間取引見込額」を用います。

また、現在の弁済業務保証金分担金の納付額は、営業保証金の供託額の5分の1の額となっています。

(3) 供託先及び納付先

営業保証金は主たる営業所の最寄りの供託所に供託し、弁済業務保証金分担金は加入しようとする旅行業協会に納付します。

(4) 供託及び納付に係る届出

営業保証金は登録の通知を受けた日から14日以内に供託し、その旨を登録行政庁に届け出なければなりません。

また、弁済業務保証金分担金は旅行業協会の指定する日までに納付し、その旨を登録行政庁に届け出なければなりません。

この届出は、旅行業営業保証金供託届出書に供託書の写し、又は弁済業務保証金分担金納付届出書に納付書の写しを添付して千葉県知事（県担当課）に提出することで行います。（郵送可）

なお、この届出をした後でなければ、旅行業を開始してはなりません。

また、この届出を行わず、催告にも応じないときは、登録が取り消されます。

5 新規登録申請の登録手数料

新規登録申請の登録手数料は、17,000円分の千葉県収入証紙（来庁の場合）もしくは電子決済（電子申請の場合）で納付していただきます。

千葉県収入証紙は、千葉県庁中庁舎地下1階の生協で購入することができます。

6 新規登録申請の基準資産額、営業保証金、弁済業務保証金分担金及び登録手数料

	基準資産額	営業保証金	弁済業務 保証金分担金	登録手数料
第二種旅行業	700万円以上	1,100万円 (見込額7億円未満)	220万円	17,000円
第三種旅行業	300万円以上	300万円 (見込額2億円未満)	60万円	
地域限定旅行業	100万円以上	100万円 (見込額5,000万円未満)	20万円	
旅行業者代理業 (参考)	規定なし			15,000円

「旅行業務に関する旅行者との年間取引見込額」によって、営業保証金及び弁済業務保証金分担金の額は異なります。

7 取り扱うことができる業務範囲

旅行業等の取り扱うことができる業務範囲は、次のとおりです。

○ ： 取り扱うことができます。

△ ： 取り扱うことのできる範囲に限られます。（注1から注4まで参照）

×

注1 企画旅行ごとに拠点区域（※）内において実施されるものに限られます。

注2 行為ごとに拠点区域（※）内における運送等サービスの提供に係るものに限られます。

注3 所属旅行業者からの委託内容に限られます。

※ 拠点区域とは、一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含みます。以下同じ）の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域をいいます。

8 旅行業務取扱管理者の選任【旅行業法第11条の2】

営業所ごとに、1人以上の旅行業務取扱管理者（海外旅行を取り扱う営業所においては、総合旅行業務取扱管理者）を選任しなければなりません。

また、他の営業所との兼任はできません。

なお、旅行部門（組織）の従業員数がおおむね10名以上の営業所において1人の旅行業務取扱管理者では管理、監督が十分できない場合には、2人以上の旅行業務取扱管理者を選任する必要があります。

9 新規登録申請に係る手続の流れ

旅行業協会に加入しようとするときは、当該協会に事前相談をお勧めします。

新規登録申請にあたっては、代表者もしくは旅行業務取扱管理者の来庁、または電子申請をお願いいたします。

なお、（7）の届出をした後でなければ、旅行業を開始してはなりません。

(1)	申請者 ⇒ 千葉県知事（県担当課）
	「旅行業等登録申請書類一覧表」を参考に提出書類を準備し、県担当課に連絡して提出日時を調整、もしくは電子申請

(2)	申請者 ⇒ 千葉県知事（県担当課）
	来庁の場合、 新規登録申請書（手数料：17,000円分の千葉県収入証紙） （※）に 必要書類 を添付して提出（持参のみ、郵送不可） お話を伺いながら提出書類を確認させていただきます。 電子申請の場合、県担当課が電子申請受理後電子決済にて納付
(3)	千葉県知事（県担当課）
	申請内容を審査し、拒否要件に該当しなければ、旅行者登録簿に登録（来庁の場合、登録年月日は、（4）で調整する来庁予定日になります。 電子申請の場合、登録年月日は決裁完了後の施行日となります。）
(4)	千葉県知事（県担当課） ⇒ 申請者
	来庁の場合、登録通知、旅行者登録簿の写し等を手交するため、来庁日時を調整 電子納付の場合、ちば電子申請システムの登録されたアドレスへ送付後、原本は郵送
(5)	千葉県知事（県担当課） ⇒ 申請者
	来庁の場合、登録通知、登録簿の写し等を手交し、登録後の流れ等を説明
(6)	旅行者 ⇒ 供託所又は旅行業協会
	旅行業協会の保証社員にならないとき 主たる営業所の最寄りの供託所に旅行者営業保証金を供託 旅行業協会の保証社員になるとき 加入しようとする旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付
(7)	旅行者 ⇒ 千葉県知事（県担当課）
	旅行業協会の保証社員にならなかったとき 旅行者営業保証金供託届出書に供託書の写し を添付して提出（郵送・メール可） 旅行業協会の保証社員になったとき 弁済業務保証金分担金納付届出書に納付書の写し を添付して提出（郵送可・メール可）

※ **千葉県収入証紙**（収入印紙ではありません）は、千葉県庁中庁舎地下1階の生協で購入することができます。